

様式第3号（第9条関係）

補助事業変更等認定申請書

年 月 日

碧南市長 殿

申請者 所在地 〒

屋号・社名

代表者氏名

印

電話番号 () -

年 月 日付け 碧商第 号で補助事業認定通知のあった碧南市創業
チャレンジ補助金事業等について計画を（変更・休止・廃止）したいので、碧南市創業チ
ャレンジ補助金交付規程第9条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業等の名称

碧南市創業チャレンジ補助金（創業支援補助金）

2 計画変更等の理由

3 計画変更の内容

変更前	変更後

4 添付書類

- (1) 創業チャレンジ事業（創業支援補助金）変更予算書（様式第3号の1）
- (2) 変更予算書の金額を証明する見積書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第3号の1

創業チャレンジ事業（創業支援補助金）変更予算書

※必要に応じて行を増やしてください。

補助対象経費の内訳(消費税抜き)			補助金の計算		
項目	内容	金額	補助率 ⑤	補助額小計 (千円未満切捨て)	
事業所等借入費		円	<input type="checkbox"/> 2/3 <input type="checkbox"/> 1/2	①×⑤ 千円 (上限30万円※1)	
小計		① 円			
法人登記等に 係る費用		円			②×⑤ 千円 (上限10万円)
		円			
		円			
小計		② 円			
事業所等 改装費 ・ 設備費		円			③×⑤ 千円 (上限100万円)
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
小計		③ 円			
広報費		円		④×⑤ 千円 (上限30万円)	
		円			
		円			
		円			
		円			
小計		④ 円	補助金合計	千円 (上限額要確認)	

※1:事業所等借入費の補助上限額は、賃貸料1ヶ月につき5万円かつ6ヶ月分の合計が30万円まで。

《確認事項》 該当する□に☑または■を記載してください。

(1) 補助率について

補助対象者が40歳未満(交付申請日時点)・女性の場合、または空き店舗等を利用して創業する場合 ⇒補助率 2/3

上記以外の場合 ⇒補助率 1/2

(2) 補助金合計額の上限について、補助対象分野が

次世代成長分野等または市長が指定した分野 ⇒150万円

上記以外分野 ⇒100万円

加えて、個人事業主として創業する場合、

交付申請日において、市外に住所を有する ⇒補助金上限額は、150万円または100万円の1/2

<参考>

補助対象経費	補助対象外経費
<p>1 事業所等の借入費 事業の実施に必要な事業所等(事務所、店舗、工場など)の賃借料(住居等を兼用する場合は、事業所等にかかる賃借料のみ)。ただし、補助事業認定を受けた日より後に賃貸借契約を締結したもので、賃貸借契約を締結した日の属する月から6月以内の費用に限る。</p>	<p>(1) 敷金、礼金、駐車場費、光熱水費、共益費等 (2) 火災保険料、地震保険料等 (3) 補助対象者(会社にあつては役員)の三親等内の親族が所有する事業所等借入費 (4) 住居等を兼用する場合で、事業所等と明確に区分できない場合</p>
<p>2 法人登記等にかかる費用 (1) 法人設立にかかる定款認証料および登録免許税 (2) 商号登記にかかる登録免許税 (3) 創業または法人設立にかかる司法書士、行政書士等への報酬および実費</p>	
<p>3 事業所等の改装費および設備費 (1) 事業の実施に必要な事業所等の改装費用(住居等を兼用する場合は、事業所等にかかる改装費のみ) (2) 事業の実施に必要な機械装置、工具、器具、備品の購入費用</p>	<p>(1) 住居等を兼用する場合で、事業所等と明確に区分できない場合 (2) 車両購入費、3万円未満の備品購入費</p>
<p>4 広報費 (1) 販路開拓にかかる広告宣伝費用、パンフレット印刷費用 (2) ダイレクトメールの郵送料</p>	<p>切手の購入を目的とする費用</p>

※ 2・3・4 は、補助事業認定を受けた日から6ヶ月以内に支払った費用が補助対象。